

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同月〇日以降の基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日からA所在のB会社C工場（以下「事業所」という。）に雇用され、雇用期間〇～〇か月の労働契約の更新を繰り返し、平成〇年〇月〇日に離職した。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を受けた。その際、請求人は、離職理由について「期間満了」ではない旨の不服を申し立てた。
- 3 安定所長は、これに対し、事業所を管轄するD公共職業安定所長に確認の上、離職理由を変更しない旨請求人に説明した。
- 4 本件は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対して同月〇日以降の基本手当を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が特定受給資格者に該当すると主張して、本件処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、自主退社を強要されたので、特定受給資格者に該当する旨主張する。

この点、雇用保険法施行規則（以下「則」という。）第36条第9号によると、事業主から退職するよう勧奨を受けた場合は特定受給資格者に該当すると規定されている。

しかしながら、請求人と事業所との間の労働契約は、雇用期間を平成○年○月○日から同月○日までとする有期労働契約であることが同年○月○日付け臨時従業員雇用契約書（以下「本件契約書」という。）に明記されている。

そうすると、請求人と事業所との間の労働契約は、期間の定めがあり、契約期間を過ぎれば当然終了することになるので、請求人の主張は採用することができない。

(2) また、本件契約書には「次回の契約更新は行わない」と明示されていることが認められる。

そうすると、労働契約を更新されることが明示された場合が要件となっている則第36条第7号の2にも該当せず、この点からも特定受給資格者には該当しない。

(3) さらに、平成○年○月○日の面談において、同僚、警備員、取引先等から電磁波で攻撃されているとの請求人の申出を受けて、事業所が心療内科の受診を勧めたところ、請求人は、心療内科への受診が労働契約の更新の条件であれば契約更新をしなくてよい旨の回答をしていることが認められる。

そうすると、労働契約の更新がないことが明示された本件契約書は、上記面談を受けて作成されたものであり、ほかに請求人が雇用継続への期待を抱くような事情も認められないことから、特定理由離職者（則附則第19条、則第19条の2第1号）にも該当しない。

(4) したがって、請求人は特定受給資格者又は特定理由離職者のいずれにも該当しないことから、本件処分は妥当であるものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。